

役員の定年に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の定款第27条に基づく役員の時における年齢制限を次のように定める。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、1期2年とし3期（6年）までとする。特別の事情あるときは、1期延長することができる。延長した任期の満了時、特別の事情があるときは、更に1期（2年）延長することができる。以後同様とする。

(役員の時と任期)

第3条 会長を除く役員の時における年齢は、70歳未満とする。ただし、改選時まで役員として在任していたものについては、1期2年を限度として再任を妨げない。

(規程の変更)

第4条 この規程は、評議員会の決議により、改廃することができる。

(適用範囲)

第5条 この規程は、本会の加盟団体には適用しない。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25年 3月 17日 制定